

公布された条例のあらまし

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の設置

教育委員会の附属機関として、奈良県社会教育センター指定管理者選定審査会を設置し、奈良県社会教育センターの指定管理者の指定に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務を担当させることとした。

2 奈良県経営革新計画等評価委員会の名称の変更等

知事の附属機関である奈良県経営革新計画等評価委員会の名称を「奈良県経営革新計画評価等委員会」に変更するとともに、担任する事項に次の事項を追加することとした。

(1) 奈良県小規模企業振興基本条例に規定する基本方針に基づき講ずる小規模企業の振興に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務

(2) 海外展開リーダーینگカンパニー表彰の選考に関する事項についての審議に関する事務

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 失業者の退職手当の拡充

(1) 退職手当を支給することができる場合として、条例の規定による退職手当の支給を受ける者が次のいずれかに該当する場合であることを追加することとした。

ア 特定退職者であつて、雇用保険法に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同法に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

イ 雇用保険法に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者

であつて、同法に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、知事が同法に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

(2) 雇用保険法に規定する移転費の額に相当する金額を退職手当として支給できる対象として、職業安定法に規定する特定地方公共団体又は職業紹介事業者が紹介した職業に就くため、その住所又は居所を変更する者を追加することとした。

2 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する特例

平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員については、当該職員が1の(1)に掲げる場合のほか、特定退職者であつて、雇用保険法に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたものに該当する場合についても退職手当を支給することができることとした。

3 施行期日等

(1) 公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)及び(2)の一部については、平成三十年一月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 不動産取得税関係

(1) 居住用超高層建築物の専有部分の取得に係る不動産取得税について、人の居住の用に供する専有部分にあつては、当該専有部分の価格を算出する際に用いる専有床面積を、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正する措置を講ずることとした。

(2) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格の三分の二に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。

(3) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する居宅

訪問型保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格の三分の二に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。

(4) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格の三分の二に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。

2 自動車取得税関係

(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十を乗じて得た率とする特例措置について、次に掲げる自動車を軽減対象に追加した上、その適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長することとした。

ア ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

(7) 次のいずれかに該当すること。

i 平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ii 平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）

に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

イ 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

(7) 次のいずれかに該当すること。

i 平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ii 平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率にそれぞれ百分の二十五、百分の四十、百分の五十、百分の六十又は百分の七十五を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長することとした。

(3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の八十を乗じて得た率とする特例措置について、ガソリン自動車に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率以上であることと見直した上、その適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長することとした。

(4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（(4)において「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成三十一年三月三十一日まで延長することとした。

ア 取得価額から四十五万円を控除する特例措置について、次のとおり軽減対象を見直すこととした。

i ガソリン自動車(4)アiiのガソリン自動車を除く。)及び石油ガス自動車に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十を乗じて得た数値以上であることと見直すこととした。

ii ガソリン自動車(乗用車であって、平成三十二年基準エネルギー消費効率及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。))を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。))を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの(以下「平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車」という。))に限る。)に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の二百十を乗じて得た数値以上であることと見直すこととした。

イ 取得価額から三十五万円を控除する特例措置について、次の軽減対象を追加することとした。

- i (1)アのガソリン自動車
 - ii ガソリン自動車(乗用車であって、平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)のうち、次のいずれにも該当するもの
 - (i) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 - (iii) エネルギー消費効率が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であること。

iii (1)イの石油ガス自動車

ウ 取得価額から五万円を控除する特例措置について、ガソリン自動車(乗用車であって、平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。))に係るエネルギー消費効率の要件をエネルギー消費効率が平成二十二年

度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であることと見直すこととした。

- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等

(1) 平成三十年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。

- ア 1の(2)から(4)まで 公布の日
 - イ 3の一部 平成三十年一月一日
 - ウ 3の一部 平成三十一年一月一日
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

- 1 課税免除の対象の変更

(1) 課税免除の対象に、新たに農林水産物等販売業の用に供する設備を新設し、又は増設した者を加えることとした。

(2) 課税免除の対象から、情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者を除外することとした。

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等

(1) 公布の日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例の一部を改正する条例

- 1 使用料の改定

奈良県第二浄化センタースポーツ広場のテニスコートの改修に伴い、その使用料を一時間につき五百五十円とすることとした。

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等

(1) 平成三十年四月一日から施行することとした。ただし、(2)は、公布の日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇国際奈良学セミナーハウス条例を廃止する条例

1 条例の廃止

国際奈良学セミナーハウス条例（昭和六十三年十月奈良県条例第十二号）は、
廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。